

平成29年度 社会福祉法人和歌山県福祉事業団事業実施報告

はじめに

社会福祉法人和歌山県福祉事業団は、昭和40年に設立され、平成18年3月まで管理委託制度の下、県立施設の運営を県の委託により行ってきました。

平成18年4月1日からは、指定管理者制度により県から非公募による指定管理者として、県立入所施設の運営を行うとともに、施設入所利用者の地域移行、また、在宅障害児者・家族の方々への相談支援等の在宅福祉サービスの展開を図ってきました。

そして平成23年からは、県より県立入所施設（8施設）の土地の無償貸与、建物の譲渡がなされ、念願であった自主運営の道を歩み始めました。

平成24年度以降は、法人の運営方針に則り、多岐多様な福祉サービスにより、利用児者の方々の「思い・願い」を大切に、総合的に提供されるよう創意工夫すること、個人の尊厳を遵守しつつ、個々に応じた主体的な生活を営む為の支援をすること、そして事業所ならびに核となる本部が緊密に連携して、多くの利用児者、家族の方々の福祉ニーズに合ったサービスを企画・立案するなど、実践と検証を進めて参りました。

以下、平成29年度の特徴的な事業を報告します。

1. 事業実施報告について

(1) 施設福祉分野

- 有功ヶ丘学園で自活訓練棟を建設し自活訓練を実施(再開)しました。自活訓練は入所児童が地域生活移行に向け、自活訓練棟において地域生活に必要な訓練を行うものです。2名の児童が半年の訓練を行い、グループホームへ地域移行を果たしました。
- 各障害児者入所施設から13名の方が平成29年度中に地域移行を果たしています。内訳は、障害者入所施設は、由良みのり園2名、古座あさかぜ園2名。障害児入所施設は、有功ヶ丘学園5名、南紀あけぼの園(児童)4名です。

(2) 在宅福祉分野

- 平成29年4月1日、作業所ハッスルが上富田町生馬へ移転の上、就労移行支援事業(定員10名)を開始し、生活介護28名、就労B12名、合計定員50名の多機能型事業所となりました。
- 上記の作業所ハッスル移転、就労移行支援事業の開始に伴い、南紀あけぼの園(成人)の就労移行事業を廃止しました。廃止に伴い日中活動の定員が、60名から50名となりました。
- 平成29年4月10日、児童デイサービスくれよん(児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業)が上富田町朝来第2保育所跡へ移転しました。また、ニーズの増加に伴い、7月1日より定員10名から20名に変更し、ニーズに対応しました。
- 平成29年9月1日、児童デイサービスぱれっと(児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業)が、これまで事業を実施していた場所(白浜町吉田)が使用できなくなったことにより、上富田町朝来の児童デイサービスくれよん跡へ移転しました。なお、本事業所は平成30年4月1日に白浜町へ移転予定です。

- 共同生活援助事業所では、平成 29 年 10 月 1 日、ありだっこホームの第 2 きびホーム建設が社会福祉施設等整備費補助金により建設され、同時に、当法人としては初めてとなる、グループホームでの短期入所支援を同事業所で開始しました。
また、由良フラワーホームの第 2 なかまの家が災害対策で中古物件を購入・改修し移転しました。
- 平生 29 年度障害者芸術文化活動普及支援事業の受託
障害者の芸術文化活動の支援を推進する観点から、障害者芸術活動支援モデル事業で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図ることを目的とした、障害者芸術文化活動普及支援事業を受託し、芸術文化活動を通して障害者の自立と社会参加の促進及び和歌山県の芸術文化活動の振興を目指し各種事業を行いました。

2. 社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制の整備について

社会福祉法施行規則第 2 条の 2 5 第 2 項第 2 号の規定に基づき、平成 29 年度に係る標記の件について以下のとおり報告します。

- 平成 30 年 2 月 16 日に開催した第 138 回理事会において、「内部管理体制の基本方針」に係る関連規程である、「文書管理規程」を、同理事会において改正しました。
（「内部管理体制の基本方針」 1 の（1）及び 2 の（3）関係）
 - ※ 「内部管理体制の基本方針」に係る以下の規程等のうち、「内部管理体制の基本方針」の内容に係る一部改正若しくは制定を理事会にて行った場合は、社会福祉法施行規則第 2 条の 2 5 第 2 項第 2 号の規定に基づき、当該理事会を含む会計年度の事業報告に、その旨盛り込むこととします。

ア 文書等管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	1 の（1）関係》
イ リスク管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	2 の（1）関係》
ウ 処務規則	《「内部管理体制の基本方針」	2 の（3）関係》
エ 経営 5 ヶ年計画	《「内部管理体制の基本方針」	3 の（4）関係》
オ 福祉サービスにかかる支援の基本構想	《「内部管理体制の基本方針」	3 の（4）関係》
カ 職員倫理綱領	《「内部管理体制の基本方針」	4 の（1）関係》
キ 職員行動規範	《「内部管理体制の基本方針」	4 の（1）関係》
ク 内部通報制度に関する規程	《「内部管理体制の基本方針」	9 の（1）関係》